

放送コンテンツ権利処理タスクフォースに おける検討状況

平成30年1月25日

権利処理タスクフォースにおける主な検討項目

検討の方向性

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

【主な検討項目】

1 音楽分野（作詞・作曲、レコード製作者・レコード実演（音楽））

（１）作詞・作曲

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC NexTone 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）

（２）レコード製作者・レコード実演（音楽）

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作 隣接権	レコード製作者・ レコード実演家（音楽） 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

※放送における商業用レコードの二次使用料は、日本レコード協会又はCPRAのみが請求可能。

2 実演分野

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作 隣接権	実演家（映像） aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者）	個別許諾（aRma ⇄ 各放送事業者）

権利処理タスクフォースにおける検討状況

これまでの検討状況

【権利処理タスクフォース】

平成29年10月16日（第1回）	・ 英国における放送コンテンツの権利処理について（MRI） ・ 音楽分野・実演分野サブワーキンググループの設置決定
平成29年12月18日（第2回）	・ 各サブワーキンググループにおける検討状況の中間報告

【音楽分野サブワーキンググループ】

平成29年10月20日（第1回）	・ JASRACにおける作詞・作曲の権利処理の原則的運用（JASRAC） ・ レコード製作者の権利処理の原則的運用（レコード協会） ・ 自由討議
平成29年11月20日（第2回）	・ レコード実演（音楽）の権利処理の原則的運用（CPRA） ・ NexToneにおける作詞・作曲の権利処理の原則的運用（NexTone） ・ 不明権利者裁定制度・拡大集中許諾制度について（文化庁） ・ 音楽分野の論点・追加意見の提示、自由討議
平成29年12月15日（第3回）	・ 音楽分野の論点整理 ・ 自由討議

【実演分野サブワーキンググループ】

平成29年12月14日（第1回）	・ 実演（映像）の権利処理の原則的運用(aRma) ・ 自由討議
------------------	--

権利処理タスクフォースのこれまでの議論における主な意見の概要①

1. 音楽分野

(1) 基本とする考え方

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の運用手続である「包括許諾」や「包括契約」といった包括的利用許諾契約等を前提に、同時配信における音楽分野の権利処理について、検討を進めていくという枠組みを、当面の権利処理の基本として共通の認識とすることによいか。

- ・既に使用料規程を設けており、包括的利用許諾契約により対処可能。
- ・包括的利用許諾契約を締結することは可能と思われる。ただし、民放はビジネスモデルが構築されておらず、現段階ではどのような契約となるかは不明。
- ・スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。
- ・長期的・将来的には、同時配信を放送とみなして放送の権利処理としてまとめて行うことができるようにすべき。
- ・現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。
- ・権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。

(2) 権利者団体管理外（アウトサイダー）の取扱い

- ・レコード製作者等について、包括許諾でカバーしきれない範囲がある。（NHK総合と教育で調査したところ10%程度が、権利者が不明なもの又は権利者団体に委任していないものであった。）
- ・現時点でどの原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題。
- ・レコード協会では放送では350社、ネット配信では349社が委任しており、アウトサイダーの範囲にほとんど差異はない。また、現時点において恒常的にレコードを出しているレコード製作者はほぼカバーしている。
- ・アウトサイダーの問題は、原盤だけではなく音楽著作権にも共通の問題である。

権利処理タスクフォースのこれまでの議論における主な意見の概要②

1. 音楽分野(続き)

(2) 権利者団体管理外（アウトサイダー）の取扱い（続き）

- ・放送用複製（放送事業者による一時的固定を超える利用）について平成3年から包括許諾で対応しているが問題が生じたことがない。したがって、放送用複製と同様に、契約により、問題が生じればレコード協会と放送事業者が協力して問題解決にあたることとしておけば問題は生じないのではないか。
- ・また、放送番組の海外番販（ネット配信を含む）における原盤権処理は放送用複製と同様の契約とすることで権利者団体・放送事業者で合意済み。
- ・放送用複製と送信可能化では権利者の受け止め方が違うと思われるので、同時配信について問題が生じるリスクがある。
- ・拡大集中許諾の議論もあるのではないか。
- ・スムーズな権利処理を行うため、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。
- ・現行の不明権利者裁定制度では、申請中利用制度を活用して利用ができるまでに一定の時間と手続が必要なので、放送と同時の番組配信の権利処理で活用することは極めて困難。
- ・拡大集中許諾制度の法的正当化については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。
- ・また、導入する場合の具体的な課題としても、拡大集中許諾については、団体の在り方（適格性・代表性・構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権管理事業法と競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど多様な課題を有している。
- ・権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。

権利処理タスクフォースのこれまでの議論における主な意見の概要③

1. 音楽分野(続き)

(3) その他

① 同時配信の前提となるビジネスモデルに関する意見

- ・民放各社は現状、同時配信を実施するか否か、また実施した場合に、どのような方針で行うのか判断していない。
- ・仮に実質的な収入がなく、「放送の補完サービス」として実施するのであれば、権利処理においては「ゼロベース」とするなど権利者の協力をお願いしたい。
- ・同時配信について社会的要請がある場合、権利とそれに伴う使用料の考え方を見直す必要がある場合には、現行の使用料規程の考え方についても考え直す必要があるのではないかな。
- ・ビジネスモデルが成り立つか権利をゼロベースとするのかという議論は別にすべき。無権利と同等の状態にすべきという意見ならば話し合いはうまくいかなくなる。
- ・クリエイターにもビジネスモデルがあり、一方的にクリエイターの権利を制限せよという議論はおかしい。
- ・そもそも同時配信においてどのようなサービスを具体的に提供する計画であるのかを明示すべき。

② NHKの権利処理手続ルールの形成が先行することによる民放への影響

- ・NHKと民放では収入構造が異なることから、異なる権利処理手続ルールの形成もあり得る。ただし、情報共有や意見交換を行っていくことは可能である。
- ・NHKの権利処理のやり方が業界全体の慣行と見なされることについて懸念するところであり、NHKにおいては、民放各社との情報共有に加え、権利処理のルールの考え方に配慮すべき。
- ・NHKとの情報共有及び意見交換は必須であり、あらかじめ一定の仕組みを構築することが必要。

権利処理タスクフォースのこれまでの議論における主な意見の概要④

1. 音楽分野(続き)

(3) その他 (続き)

③民放ローカル局における権利処理への対応

- ・民放連と権利者団体の協議に基づく包括的利用許諾契約等が成立するのであれば、民放連がローカル局の意見集約をすることが可能なので個別の事前調整は不要になるのではないか。
- ・社内に権利処理専門の部署がない放送事業者もあり、アウトサイダーとの権利交渉ができるか疑問。
- ・系列局のことも想定して検討を進めていきたい。
- ・民放連では当面調査・研究を主眼としており、ローカル局が同時配信を行うと決めたときには民放連としてどのような対応が必要なのか検討することになろう。

2. 映像実演分野

現状認識

- ・テレビ番組の同時配信はいずれもまだ実験段階とのことであり、現在aRmaでは正式に同時配信の権利処理を行っておらず、使用料規程にも同時配信に関する規定は存在しない。
- ・なお見逃し配信については、NHKは権利者との直接交渉、民放はaRmaを通じた集中処理を実施。

音楽著作権(作詞・作曲)権利処理について

一般社団法人 日本音楽著作権協会
(JASRAC)

2017.10.20

著作権法・使用料規程

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
著作権法定義	公衆送信 (放送)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)
使用料規程	放送等	インタラクティブ配 信	インタラクティブ 配信	インタラクティブ配 信
許諾著作物 信託契約約款 利用形態区分	放送 ・有線放送	インタラクティブ配 信	インタラクティブ配信	インタラクティブ配 信

【使用料規程】包括的利用許諾契約の場合

○放送等

1. NHK

使用料：当該年度の前年度における放送事業収入の1.5%

放送事業収入：経常事業収入－控除（契約収納費、受信料対策費、調査研究費等）

2. 民放地上波放送

使用料：当該年度の前年度における放送事業収入の1.5%

放送事業収入：放送事業に係る収入－控除（代理店手数料等）

○インタラクティブ配信（動画配信）

1. (3) 商用配信（動画配信）

①ダウンロード形式

使用料：月間の情報料及び広告料等収入の2.0%（※利用者団体と暫定合意）

②ストリーム形式

使用料：月間の情報料及び広告料等収入の1.5%（※利用者団体協議会と暫定合意）

◆情報料及び広告料等収入：①・②ともに控除なし

【管理の範囲】

音楽著作物のJASRAC管理・非管理は、JASRACが一般に公開しているJ-WID（作品データベース検索サービス）により、利用形態ごとに確認が可能。

レコード原盤権に関する権利処理の原則的運用

参考2

(レコード製作者の場合)

音楽SWG(第1回)配付資料
平成29年10月20日
日本レコード協会

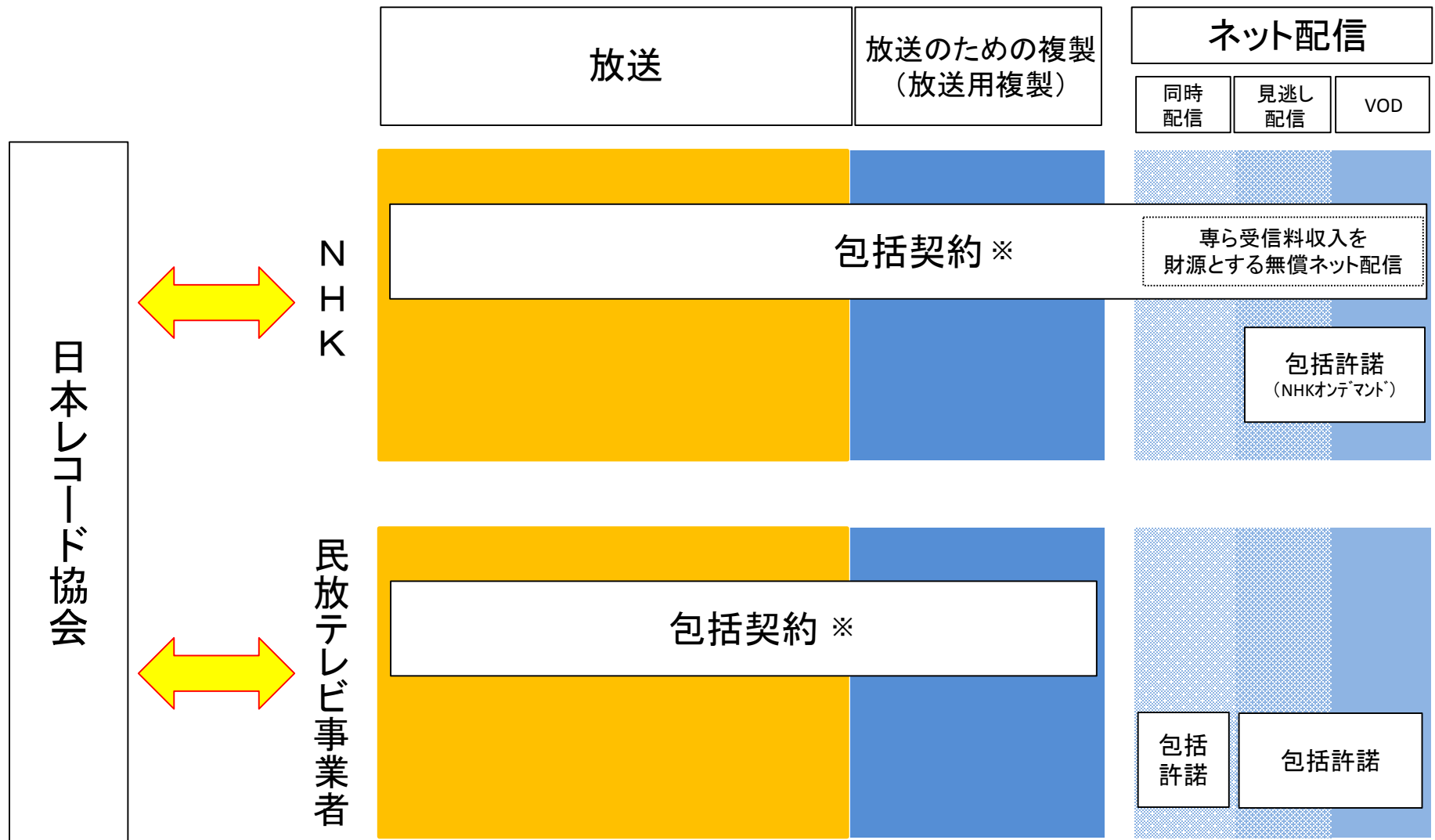
放送番組に係るレコード原盤権の処理は、「放送」および「放送用複製」に加え、「同時配信」、「見逃し配信」、「VOD」まで日本レコード協会が一括して行っている。

(下表の条文番号は特記なき限り著作権法)

		放送		ネット配信		
		放送	放送のための複製 (放送用複製)	同時配信	見逃し配信	VOD
法律	権利	二次使用料請求権 (97条) ※1	複製権 ※2 (96条)	送信可能化権 ※2 (96条の2)		
	使用料	協議 (97条4項による 95条10項の準用)	使用料規程 (著作権等管理事業法13条に基づく文化庁長官への届出)			
実際の運用	NHK	包括契約 ※3			包括許諾(NHKオンデマンド)	
	民放 テレビ	包括契約		包括許諾	包括許諾	
	委任(委託) 者数	350社		349社		

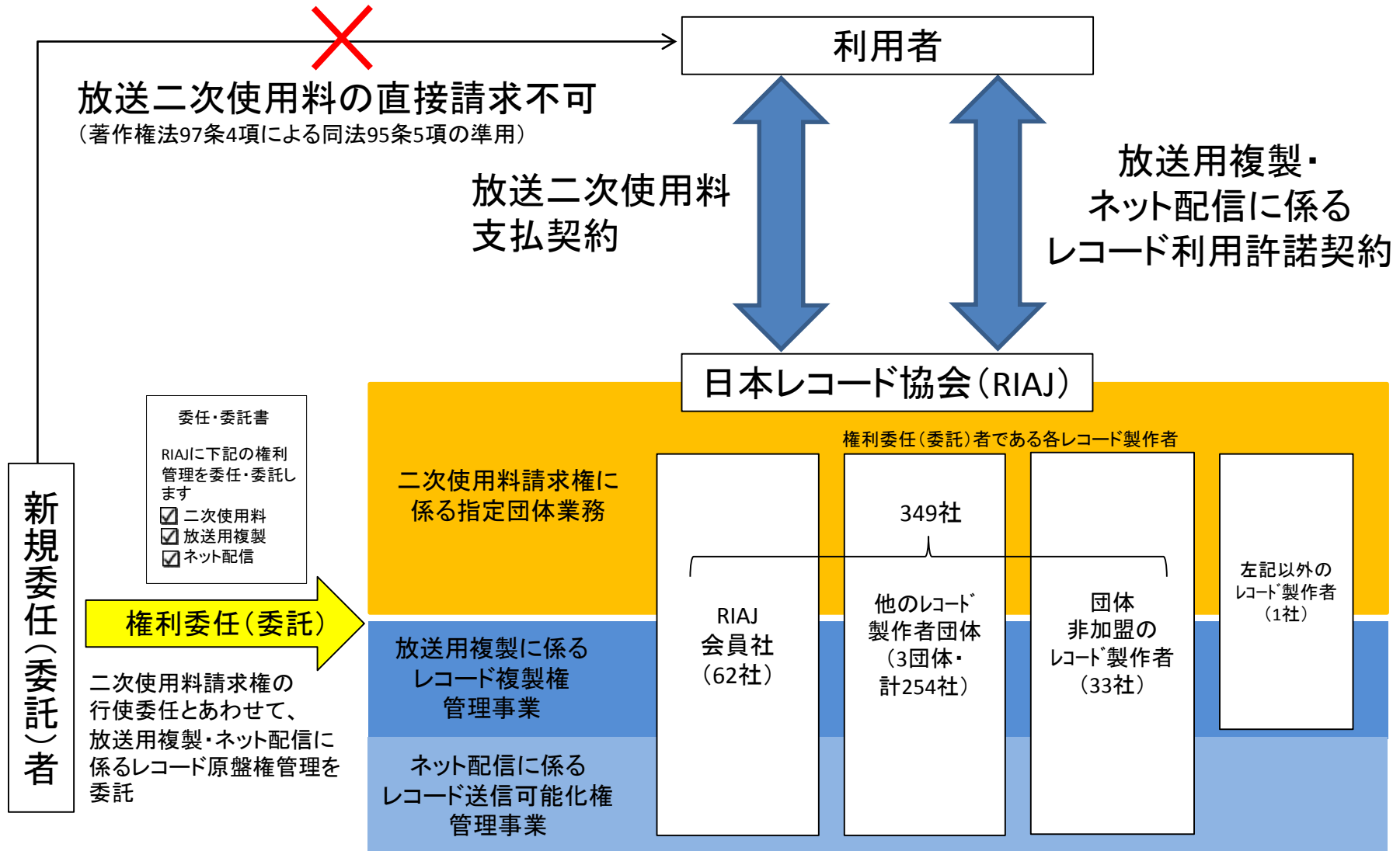
※1 日本レコード協会のみが請求可能(97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)
※2 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理
※3 専ら受信料収入を財源として行われる無償のネット配信については、二次使用料・放送用複製に関する包括契約の中で許諾

NHK・民放テレビ事業者との契約実務



※ 放送のための複製に関する第三者からの異議申立て等については、レコード協会と放送事業者が協力して問題解決

レコード原盤権の管理受託実務 (レコード製作者の場合)



レコード実演に関する権利処理の原則的運用 (実演家の場合)

参考3

音楽SWG(第2回)配付資料
平成29年11月20日
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

放送番組に使用されたレコード実演※1は、「放送」も「ネット配信」も利用者との間で締結する包括契約の中で権利処理されている。

利用形態	放送		ネット配信		
	放送	放送用録音	同時配信	見逃し配信	VOD
権利の種別 ※2	二次使用料請求権 (95条)	録音権 (91条)	送信可能化権 (92条の2)		
実際の運用 ※3	放送、ネット配信それぞれ包括契約※4、※5				

- ※1 レコード実演とは、商業用レコードに収録された実演を指す(映像実演は別途実演SWGで検討予定)。
- ※2 芸団協は実演家の二次使用料請求権に係る指定団体として文化庁長官から指定されている。また放送番組に関する録音権及び送信可能化権については著作権等管理事業者の登録をし、集中管理を行っている。
- ※3 レコード実演の委任者は2016年に8万4千人となった(2006年の2.7倍に増加)
- ※4 放送/有線放送事業者に対し1,073社と包括契約している。
- ※5 一部、放送の包括契約にネット配信を含む場合もある。

1. 利用許諾について



参考4

音楽SWG(第2回)配付資料
平成29年11月20日

➤ 利用許諾条件

放送（包括利用許諾のケース）

NHK : 当該年度の前年度の放送事業収入×1.5%以内×利用割合

民放地上波 : 当該年度の前年度の放送事業収入×1.5%以内×利用割合

インタラクティブ配信（動画）

使用料規定なし／利用者団体協議中

ダウンロード・ストリーム・サブスクリプションともに各利用者と個別協議の上、決定

2. 委託範囲について

➤ 支分権について

- ・右図のオレンジ色の部分がNexToneが管理する委託範囲
- ・委託者は作品単位で複数の委託範囲を選択することが可能
- ・②録音権等および⑩インタラクティブ配信に関する区分から管理を開始し、徐々に委託範囲を拡大してきた為、委託範囲によって管理作品が異なる
- ・放送（管理）／インタラクティブ配信（管理）
放送（管理）／インタラクティブ配信（非管理）
放送（非管理）／インタラクティブ配信（管理）
というように作品によって管理状況が異なる
- ※上記非管理の多くはJASRAC管理となっている

➤ 委託範囲の変更

- ・委託者は1年に1度委託範囲の変更が可能
- ・毎年4月に委託範囲変更のあった作品について利用者に告知
- ・NexToneホームページ上の作品検索ページにて常に作品の管理状況の確認が可能

① 演奏権等	② 録音権等	③ 出版権等	④ 貸与権
・コンサートでの演奏 ・店舗内 BGM ・映画館での上映 等	・CD の複製 等 ⑤ 映画への録音 ⑥ ビデオグラム等への録音 ⑦ ゲームへの録音 ⑧ 広告目的で行う複製 ・テレビ ラジオ CM への複製 ・インターネット CM への複製 ・広告印刷物への歌詞の複製 等	・歌詞集の印刷 ・楽譜の印刷 等	・CD のレンタル
	⑨ 放送・有線放送	テレビ・ラジオでの放送 等	
	⑩ インタラクティブ配信	スマートフォン・パソコンへの配信 等	
	⑪ 業務用通信カラオケ	カラオケ施設での歌唱のための複製、公衆送信 等	

裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【裁定制度の利用の流れ】

相当な努力

裁定申請

裁定

補償金の供託

著作物等の
適法利用

平成21年度

平成26年度

平成28年度

平成29年度

○「相当な努力」要件の明確化

- ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
(ア・イ両方必要)
ア 名簿・名鑑等の閲覧
イ インターネット検索
- ・権利者情報を保有している者への照会
(ウ・エ・オの全て必要)
ウ 著作権等管理事業者等への照会
エ 著作物等の販売等を行う者への照会
オ 関連する著作者団体等への照会
- ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
カ 日刊新聞紙への掲載 又は
キ 著作権情報センター（C R I C）のウェブサイトにて30日以上掲載

○裁定申請中の著作物等を利用可能化

- ・担保金を供託することで、裁定を受けるまでの間、裁定申請した著作物等を利用できることとする。

○裁定制度の対象の拡大

- ・裁定制度の対象を著作隣接権にも拡充

○「相当な努力」要件を緩和

- ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
「名簿・名鑑等の閲覧」
「インターネット検索」
のどちらかでよいとする
- ・権利者情報を保有している者への照会
「著作物等の販売等を行う者への照会」は不要とする
- ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
30日から7日に短縮

○裁定手続の簡素化

- ・著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。（過去は最大5年）
- ・同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。

○過去に裁定を受けた著作物のデータベースの整備

- ・文化庁ウェブサイトにて31万点を超える著作物の情報を掲載
- ・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備

○過去に裁定を受けた著作物の「相当な努力」の要件を緩和

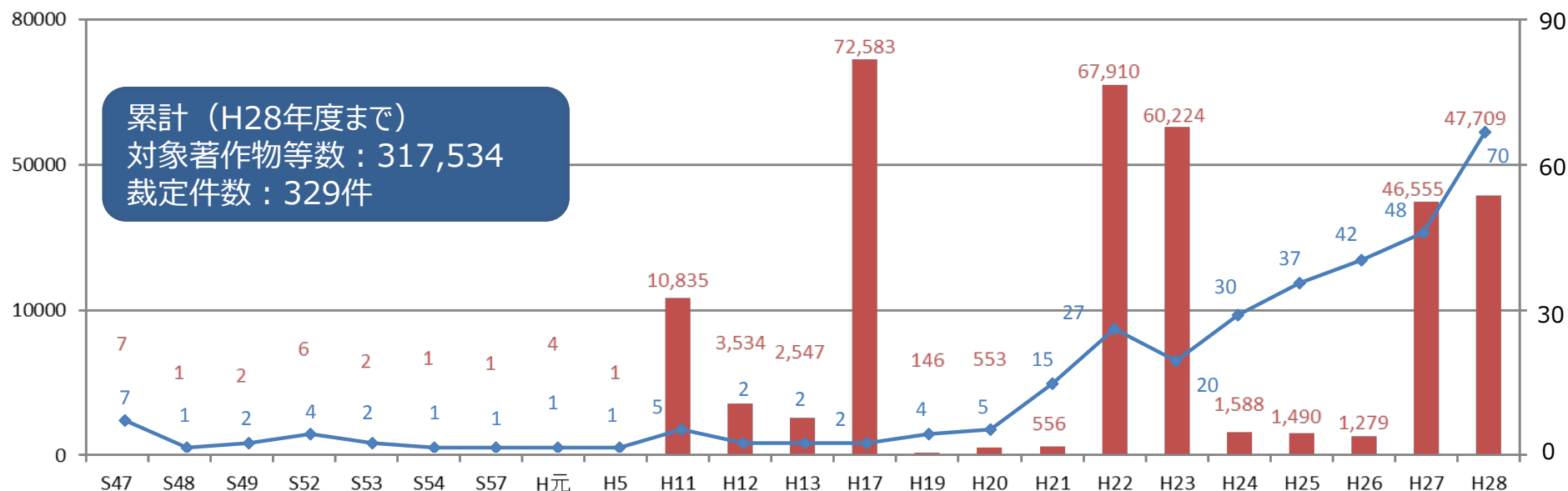
- ・権利者の検索について
①「データベースの閲覧」
②「日刊新聞紙」又は「著作権情報センター（C R I C）のウェブサイト」への掲載で足りることとした。

- 裁定の申請に係る手数料の改定
(平成29年11月15日公布、平成30年4月1日施行)
裁定の申請の際に必要な手数料の額について見直しを行い、1件につき13,000円から6,900円に改める。

参考：裁定制度の利用実績

対象著作物等数

裁定件数



【裁定例】

裁定年月日	著作物等の題号等	著作物等の種類	利用方法	利用者
H25. 8. 12	連続テレビ小説「おしん」における101役	実演	DVD・BDに複製し、販売	(株) NHKエンタープライズ
H28. 2. 23	「美濃岐阜市街全図」等78件	図形（地図）	図書館ウェブサイトにおいてインターネット配信	岐阜県図書館
H28. 6. 24	東京大学2004年度入試英語問題に掲載された英文等8件	言語	出版用教材に複製し、販売 ウェブ用教材として配信	(株) Z会

拡大集中許諾制度

(Extended Collective License)

法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度。

➡ 北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）及び英国で導入

権利者（構成員）

権利委託

使用料分配

著作権の集中管理団体

非構成員

非構成員
(オプトアウト)

著作物の利用
許諾契約

同条件での利用を
認める制度

* 海外の事例では、
非構成員に拡大集中
許諾から離脱（オプ
トアウト）する権利が認
められている場合が多
い。

利用者
(又は利用者団体)

拡大集中許諾制度の課題

○**拡大集中許諾制度**には、制度の対象（一般ECLか個別のECLか）、拡大集中許諾団体のあり方、オプトアウトの有無など、**様々なバリエーション**があり得る。

それによって、制度上の位置づけが変わってくると共に、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なってくる。

○**拡大集中許諾制度の法的正当化**については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。

○拡大集中許諾制度を導入する場合の具体的課題については、拡大集中許諾団体の在り方（適格性、代表性、構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続き、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権等管理事業法や競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど、**多様な課題**が明らかになった。

○補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限など、著作権制度には、拡大集中許諾制度を含めて様々なものが見られるところ、**拡大集中許諾制度の導入が適当なのはどのような場合か**について、今後も検討を要する。

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書より】

平成29年12月14日
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
(aRma)

《 映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理 》

			放送	ネット配信	
			初回放送	見逃し配信	VOD
法律			放送権 (92条)	送信可能化権 (92条の2)	
実 際 の 運 用	NHK	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接に受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※
	民放	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※

aRmaによる集中管理※

個々の番組単位で利用申請を受け付け、個々の実演家単位で許諾を付与し、個々の実演家単位で使用料の徴収と分配を行う